

IEEE Antennas and Propagation Society Nagoya Chapter 規約

第1条(名称)

本会は、IEEE Antennas and Propagation Society Nagoya Chapter と称する。略称は、IEEE AP-S Nagoya Chapter とする。

第2条(目的)

本会は、会員相互の交流ならびに関連機関との連携によって、アンテナ・伝搬分野の発展に寄与することを目的とする。

第3条(会員)

本会は、IEEE Antennas and Propagation Society の会員によって構成される。会員の本会への参加条件は、中部地区に活動拠点を置くこととする。

第4条(役員)

この会に以下の役員を置く。

委員長 (Chair)	1名
副委員長 (Vice Chair)	1名
幹事 (Secretary)	1名
会計 (Treasurer)	1名

第5条(役員を選任および任期)

委員長・副委員長・幹事・会計は、IEEE Antennas and Propagation Society Nagoya Chapter に所属する会員から選任され、任期は原則1期2年間とする。

附則

この規約は、2021年01月07日から施行する。